

低入札価格調査制度に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第152条及び第154条の2第2項により落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の設定)

第2条 工事の請負に係る競争入札において、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる価格とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円単位）に、100分の110を乗じて得た額とする。なお、合計額の1,000円単位での調整は、エの額で行うこととする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額以下とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額以上とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(特別重点調査)

第2条の2 調査基準価格未満の入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者及びこれと同等と認めて別に定める者に対して、特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を実施するものとする。

- (1) 直接工事費 10分の9
- (2) 共通仮設費 10分の8
- (3) 現場管理費 10分の8
- (4) 一般管理費等 10分の3

(調査基準価格の確定)

第3条 契約担当者は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により基準価格を算出し、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格 〇〇円」と記載しておくものとする。

(競争入札参加者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札にあっては入札説明書、入札公告その他に、指名競争入札にあっては入札通知書に次のことを明記する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用することがあること。
- (2) 調査基準価格未満の入札を行った者は、最低入札者（総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者）であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、必要な資料を提出し、事情聴取に応じることにより第6条に規定する調査に協力すること。
- (4) 入札者が第6条に規定する調査に協力しない場合は、その入札を無効とし、指名停止措置を講じることがあること。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格未満の入札が行われた場合（総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者が調査基準価格未満の入札を行った場合）には、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格未満の入札があったので、低入札価格調査を実施するために落札決定を保留する。」旨を通知する。

(調査の実施)

第6条 前項の通知を行った場合、契約に関する事務を担当する組織の長（以下「契約事務担当者」という。）は、調査基準価格未満の入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを確認するために、次の各号に掲げる事項について入札者に対し期限を定めて必要な資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関へ照会する等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
 - (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持ち資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持ち機械の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) 前10号までを事情聴取した結果についての調査検討
 - (12) 第9号の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
 - (14) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況等）
 - (15) その他
- 2 第2条の2の規定により特別重点調査を実施する場合は、前項に規定する方法により調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項を特に重点的に確認するものとする。
- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
 - (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持ち資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持ち機械の状況
 - (8) 機械リース元一覧
 - (9) 労務者の具体的供給見通し
 - (10) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
 - (11) 品質確保体制（品質管理計画書）
 - (12) 品質確保体制（出来形管理計画書）
 - (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
 - (14) 安全衛生管理体制（点検計画）
 - (15) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）
 - (16) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
 - (17) 過去に施工した同種の公共工事及び発注者
 - (18) 経営内容
 - (19) 前18号までを事情聴取した結果についての調査検討
 - (20) 第17号の公共工事の成績状況

- (21) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (22) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況等）
- (23) その他

3 前2項に規定する調査事項に係る資料等の様式その他調査の実施に係る詳細については、別途定める。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第7条 契約事務担当者が、調査の結果、最低価格入札者又は総合評価競争入札にあっては、評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、入札執行者は、直ちに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第8条 契約事務担当者は、調査の結果、落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該工事を所掌する部局長（以下「部局長」という。）に報告し、部局長が召集する契約審査委員会に調査を求めるものとする。

（契約審査委員会の組織）

第9条 契約審査委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、部局長をもってあてる。
- (2) 委員は、部局長が指名する者（3名程度）及び契約事務担当者とする。
- (3) 委員会の会議は非公開とし、関係者は審議の内容を他に漏らしてはならない。

（契約審査委員会の調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第10条 契約審査委員会の調査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、入札執行者は、直ちに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（契約審査委員会の調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置）

第11条 契約審査委員会の調査の結果、落札候補者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、契約事務担当者は、契約審査委員会の意見を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けて、落札候補者を落札者とせず、次順位者又は次点の者を落札者と決定する。

2 入札執行者は、次順位者又は次点の者を落札者と決定したときは、落札候補者に対しては落札者とならない旨を、次順位者又は次点の者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者又は次点の者が落札者となった旨を通知するものとする。

（準用規定）

第12条 次順位者又は次点の者が調査基準価格未満の入札者であった場合には、第6条から前条までの規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成10年10月1日から施行し、施行日以降に競争入札を行うものから適用する。
- 2 平成25年度債務負担行為に基づく契約に係る工事で平成25年10月1日以後に契約を締結するもの及び平成25年度に議決された繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事については、第2条第1号中「100分の105」とあるのは「100分の

108」とし、第3条中「105分の100」とあるのは「108分の100」と、「調査基準価格の100/105」とあるのは「調査基準価格の100/108」とする。

3 令和元年9月30日までに入札公告又は入札通知を行うもののうち、入札書比較価格に100分の110を乗じて入札価格とする工事については、第2条第1号中「100分の108」とあるのは「100分の110」とし、第3条中「108分の100」とあるのは「110分の100」とする。

附 則

この要領は、平成20年11月17日から施行し、施行日以降に入札参加資格確認通知又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行し、施行日以降に入札参加資格確認通知又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月22日から施行し、施行日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日以降に契約を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月29日から施行し、平成28年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、平成30年7月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月19日から施行し、平成31年5月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月24日から施行し、令和元年10月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月15日から施行し、令和4年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。